

保護者の皆さまへ

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和6年7月3日

社会福祉法人あしかび

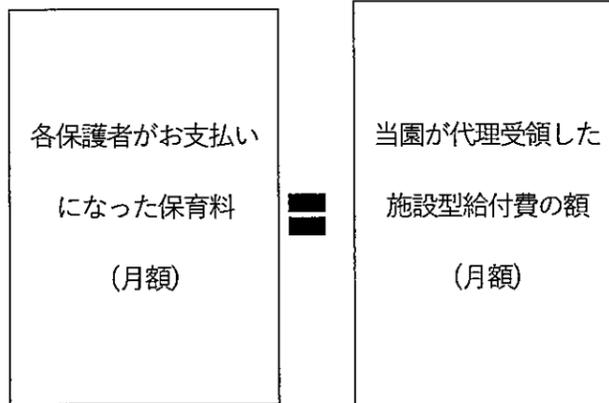
認定こども園たかさきこども園

たかさき保育園

令和5年度、当園が代理受領した施設型給付費等の額は、下記のとおり、各支給認定保護者について、「当園に係る各支給認定子どもの公定価格の額から、各支給認定保護者に係る保育料を減じた額」となります。

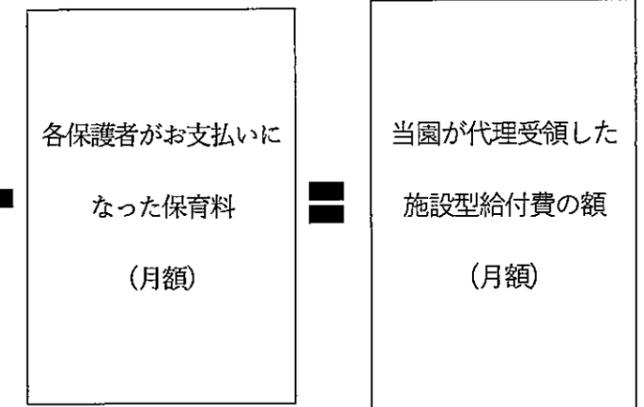
○認定こども園たかさきこども園 本園

児童1人あたりの公定価格の額 (月額)	
教育標準時間認定(1号)	
3歳児	213,497
4歳以上児	203,707
保育認定(2.3号 標準時間)	
乳児	257,040
1.2歳児	161,630
3歳児	86,770
4歳以上児	77,230
保育認定(2.3号 短時間)	
乳児	249,190
1.2歳児	153,780
3歳児	78,730
4歳以上児	69,190



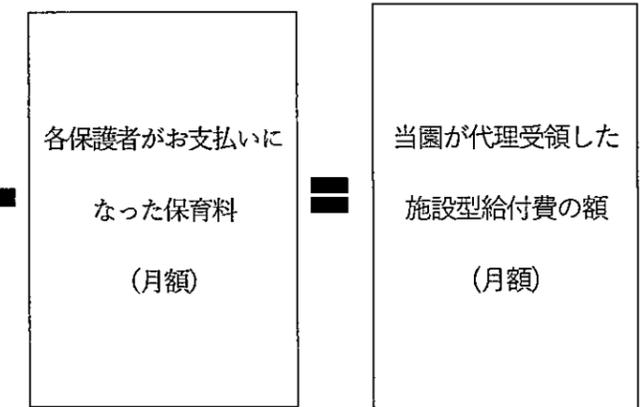
○分園“えーむ”

児童1人あたりの公定価格の額 (月額)	
保育認定(2.3号 標準時間)	
乳児	320,105
1.2歳児	224,695
保育認定(2.3号 短時間)	
乳児	288,135
1.2歳児	192,725



○たかさき保育園

児童1人あたりの公定価格の額 (月額)	
保育認定(2.3号 標準時間)	
乳児	320,882
1.2歳児	225,472
保育認定(2.3号 短時間)	
乳児	288,912
1.2歳児	193,502



・子ども・子育て支援法に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、大阪市から当園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを法定代理受領と呼んでいます)。

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準」により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和5年度の実績をご報告するものです(あくまで、実績をご報告するものであり、これにより、追加の給付や保育料の支払い等が発生するものではありません)。